

○デジタル庁令第 号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項、第三条第二項、第三項第五号及び第四項、第四条第二項及び第四項、第五条、第六条第一項及び第三項並びに第七条第一項及び第三項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公的給付の支給等)</p> <p>第二条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法別表第二省令第二十四条の二第一号、第二号、第十一号又は第二十号に規定する事務に係るものに限る。)</p> <p>〔十二〇十六 略〕</p> <p>十七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法別表第二省令第三十一条の二の二第一号、第二号、第十二号又は第二十一号に規定する事務に係るものに限る。)</p> <p>〔一八〇四十五 略〕</p>	<p>(公的給付の支給等)</p> <p>第二条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>十一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法別表第二省令第二十四条の二第一号、第二号、第十号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。)</p> <p>〔十二〇十六 同上〕</p> <p>十七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法別表第二省令第三十一条の二の二第一号、第二号、第十一号又は第十九号に規定する事務に係るものに限る。)</p> <p>〔一八〇四十五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この庁令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル庁・総務省令第 号）の施行の日から施行する。